

公衆衛生院と保健婦活動

植 田 悠紀子

I. 公衆衛生院の教育と保健婦活動

1. 教育の流れ

公衆衛生院において保健婦に関する教育が始まられたのは、本院設立の翌年の1939(昭和14)年からであった。以来、第2次世界大戦により中断された2年間(昭和19、20年)を除き、今日まで保健婦を対象とする教育が継続されてきている。

以下に、短期課程と長期課程とに分けてその歴史をたどり、公衆衛生院がどのような形でわが国の保健婦活動を支えようと思図してきたかを概観してみる。

資料は1962(昭和37)年までは主として後掲の文献の1)から、それ以降は文献の2), 3), 4)から得た。

なお長期課程には、ここで述べる課程の他に1980(昭和55)年より専門課程および研究課程が設置されているが、保健婦活動との関わりを述べられるほどの数の修業生をみていないので、本稿では省略する。

1) 短期課程

公衆衛生院における保健婦に関する教育は短期課程から始まった。

①保健所保健婦講習(1939年)

看護教育の不足を補い、新しい知識と技術を修得させることを目的として、1~2週間の研修が3回行われた。

1937(昭和12)年の保健所法施行規則に保健所の職員として保健婦の名称がみられるが、保健婦の資格を一定のものとする保健婦制度は、1941(昭和16)年の保健婦規則によって初めて提示された。この講習が実施された時代は、地域や状況によって保健婦の名称、職分ともに一定しておらず、個人の知識、経験の程度も著しい差があり、従って、公衆衛生の第一線で期待される保健婦像を一定の水準に引き上げ保つための努

(国立公衆衛生院公衆衛生看護学部)

力がまず必要とされたのである。

しかし、当時、受講者の受けた看護教育も統一されたものではなく、看護教育以前の一般教育の年数も看護教育機関によって様々であったために、保健婦講習の運営は問題の多いものであった。

②保健指導学科(1940~1943年)

1940(昭和15)年からは、保健婦養成を目的とした課程が開始され、昭和15年12月から18年9月までの間に、6ヶ月の教育が4回実施された。この課程は第2次大戦により中止されたが、公衆衛生院で保健婦の基礎教育が行われた唯一の課程であった。

③公衆衛生看護学科(1946~1947年)

終戦後の1942(昭和21)年11月から翌年4月まで、保健所の保健婦長等の幹部保健婦の再教育を目的とした5ヶ月の課程が行われた。これは1回のみの実施で、次の衛生看護学科に切り替えられた。

④衛生看護学科(1947~1976年)

保健婦再教育カリキュラム(1947~1957年)

都道府県・6大都市から派遣される保健所保健婦を対象に、保健婦再教育を目的とする4ヶ月の課程が、1947(昭和22)年から53年までは年3回、54年からは年1回の割合で実施された。しかし、派遣されてくる受講生は年齢・学歴・職歴等の個人差が甚だしく、基礎的な看護教育も十分に修得していない者もあった。

1947(昭和22)年5月に、公衆衛生院に衛生看護学部(現公衆衛生看護学部)が創設され、6月から2年間、連合軍総司令部公衆衛生福祉局看護課からミセス・ケーヤーが本院に派遣された。教育はその指導のもとで行われたが、第1回(1947年)から第22回(1957年)までは、過去の教育不足を補うことと、看護の基礎教育を受けていない者のための基礎看護教育に重点がおかれた。

しかし、この課程は受講資格の幅がひろく、このように基礎的な教育を補充する必要のある者が少なから

ず存在した反面、既に婦長業務をしている者も含まれ、受講者全員のニードを満たすことは困難であった。

業務管理カリキュラム（1958-1962年）

そこで、学生側の要望もあり、1958（昭和33）年の第23回より、婦長の業務管理の検討を目的としたカリキュラムに変更し、受講生も保健所保健婦長および市町村・国保団体等で婦長該当業務を行っており、その実務経験2年以上と限定した。現任婦長が長期にわたり現場をあけることが困難であることから、期間は3か月に短縮された。

婦長養成カリキュラム（1963-1976年）

1962（昭和37）年に、公衆衛生教育制度研究協議会の「公衆衛生教育制度の将来について」の報告がなされ、将来の保健婦長は1か年の専修士の課程を修了すべきことが指摘され、その経過措置として一定期間の講習を行うべきことが示された。翌年3月に公衆衛生院として、この報告書との関連における「養成訓練の改善方策」が出されたが、それに基づき昭和38年からは、一般保健婦のうち近い将来婦長になり得る、相当な経験（10年前後）を有する者を対象とした。

この課程は3か月で、1974（昭和49）年までは同様の内容で実施されたが、1975年より期間を1か月に短縮し、対象者の経験年数も7年以上と、より中堅を指向した。

この間、1965（昭和40）年1月に今後の短期課程の教育を検討するために行った受講状況調査により、婦長の26.8%が本院課程の未受講者であり、都道府県より婦長教育についての要望が強いことが判明し、1966（昭和41）年から3年間のみ現任婦長を対象とするカリキュラムを実施している。

⑤公衆衛生看護コース（1977-1979年）

公衆衛生業務の場の変化や、知識・技術の高度化、専門化に伴い、公衆衛生院における短期課程の教育は、1977（昭和52）年より特定テーマについて行うこととなり、それまでの学科名を廃して、テーマ名を冠したコースの名称に改められた。

衛生看護学科は特別課程公衆衛生看護コースとして受け継がれ、対象者は変わらず7年以上の経験を有する中堅保健婦であったが、期間は4週間とされた。

⑥公衆衛生看護管理コース（1980年-）

1980（昭和55）年度より、公衆衛生院の教育体制が

いわゆる大学院大学構想により改編されたのを機に、公衆衛生看護コースはよりテーマを鮮明に打ち出し、公衆衛生看護管理コースとして、管理的立場にある保健婦および保健所婦長を対象に実施され、現在に至っている。

⑦公衆衛生看護活動方法論コース（1991年-）

公衆衛生院における公衆衛生従事者の卒後教育もしくは職業人としての生涯教育を考えたとき、特別課程公衆衛生看護管理コースと専攻課程看護コースの対象者の中間年齢で、公衆衛生看護の現場の実質的なリーダーである層に教育訓練の機会が乏しいことが実感された。そこで、実務経験5年から15年までの保健婦を対象に、実務の中で効率的に活動を展開する方法論を学習し、かつ将来、公衆衛生看護管理者としてのリーダーシップを發揮するための基礎的能力を養うことを目的として、新たなコースを開設した。

このコースは、特に保健所保健婦のみならず、市町村保健婦が積極的に受講できるように配慮して4週間を前期と後期に分け、間に概ね1か月の実務への還元期間を設け、学習した方法論を実務の場で応用し、さらによく消化するための助けとした。隔年に実施し、現在に至っている。

2) 長期課程

公衆衛生院において、1年間以上の教育課程が行われたのは、1950（昭和25）年が最初である。

①正規看護学科（1950-1955年）

1948（昭和23）年7月に保健婦助産婦看護婦法が制定され、今日の看護制度の基礎が形づくられたが、翌年5月に制定された保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則により、新たな専任教員の資格が規定された。

この新制度の看護教育従事者を養成する必要から、1950（昭和25）年になまず保健婦教育の専任教員養成を目的とする1年間の正規看護学科が開設された。

第1回から4回までは保健婦養成所において教育に当たる者の養成を目的としたが、第5回（昭和29年）より看護婦教育専任教員養成のための臨床看護学科、第6回（昭和30年）より助産婦教育専任教員養成のための助産学科が加えられ、教育目的も専任教員ならびに保健所その他の施設で実習指導の任に当たる者あるいは将来その職につこうとする者の教育に拡大された。

②保健指導学科公衆衛生看護課程（1956-1963年）

1956（昭和31）年より、公衆衛生院養成訓練規程の改正によって、保健婦、栄養士、衛生教育者の合同課程として保健指導学科が新設され、国および地方公共団体における幹部公衆衛生技術者ならびに公衆衛生技術者教育機関等の指導者の養成を目的とするところになった。正規看護学科は、保健指導学科公衆衛生看護課程と改称された。その後、1960（昭和35）年より臨床看護学科および助産学科が保健指導学科に合流した。

③専攻課程看護学科（1964-1979年）

短期課程の項すでに述べたように、1962（昭和37）年に示された「公衆衛生教育制度の将来について」の報告書に基づき、1964（昭和39）年に公衆衛生院における養成訓練規定の改正が行われ、長期課程についても、正規課程が医学科、衛生技術学科、看護学科、衛生教育学科、栄養学科からなる専攻課程と改称された。

④専攻課程看護コース（1980年-）

専攻課程は時代の要請に従い学科名の改称や新学科の追加等を行ったが、これも短期課程の項すでに述べたごとく、1980（昭和55）年度から公衆衛生院における教育体制の改編が行われ、専攻課程は環境、看護、保健の3コースで構成されることになり、看護学科は看護コースと名称を変え現在に至っている。

以上、公衆衛生院における保健婦を対象とした教育の流れを辿ってみた。

修業生は、1、2週間の講習は別として、短期課程で、1940（昭和15）年から1943年までの間に4回行われて76名、戦後1946（昭和21）年から1993（平成5）年までの間に61回行われて2,608名、計2,684名である。また、長期課程は1950（昭和25）年以来、1,038名にのぼっている。

時代と共に変遷した各課程、学科、コースの教育内容は、公衆衛生看護学部編の後掲の文献1), 2), 3)に詳しいのでご参照いただきたい。教育の目的と、その目的が掲げられた時代背景については、簡単ではあるが触れてきたつもりであるが、公衆衛生院全体が国の機関として当然のことながら、時代の要請に応える努力をしてきたことと共に、欧米に大きく立ち遅れたわが国の公衆衛生看護の現場のレベルをあげるために、保健婦を対象とした各課程・コース教育が時代に

即した努力をしてきた跡を、お読み取りいただければ幸いである。

2. 公衆衛生院における保健婦教育の特色

保健婦を対象とする現任教育は、様々な実施主体により、種々行われているが、公衆衛生院における現行の公衆衛生看護関連の3コースに類似のものはない。

公衆衛生院における保健婦に関わる教育の歴史を概観すると、教育の目的、対象者に一貫した特徴があることに気付く。即ち、

①1940-1943年の保健婦養成を除き、現任者の再教育を行ってきたこと

②対象者は、短期課程では中堅もしくは管理者であり、長期課程では将来リーダーとなる者であって、公衆衛生看護の実務もしくは教育に当たる指導者を目指す者であること

③教育目的は、総じていえばリーダー養成であること等である。

これらに加えて、さらに前述の資料より教育の内容をみると、早い時期から一貫して次のような共通の特徴がみられる。

①新しい知識と技術の修得、時代のトピックス的な課題の理解を目指していること

②保健婦固有の技術（訪問指導、コーディネート等）の確立を目指していること

③業務上の問題を重視し、その解決への方法を探求する過程を取り入れていること

④実務の場の資料を素材として学習する方法を取っていること

⑤活動の計画・評価の一連のプロセスを取り上げていること

⑥討議、グループワーク等を多く取り入れ、受講生の自主的な学習を重視していること

⑦受講生同士の情報交換、意見交換の時間を重視していること

⑧研究的な学習活動を重視し、実務の場における研究活動を奨励していること

⑨科学性、客觀性を重視していること

さらに公衆衛生院のもつ特質即ち本院で行う研修の特質として

⑩学際的であり、看護を越えた広い範囲の学習の機会

がある

- ⑪外部講師が豊富である
- ⑫全国レベルでの情報交換ができる
- ⑬修業後にも公衆衛生院職員との交流ができる 等があげられる。

3. 公衆衛生院の教育と保健婦活動との関連

公衆衛生院における保健婦を対象とした教育が、保健婦活動にどのように寄与し得るかについて、以下の事柄から考えてみる。

1) 各自治体の公衆衛生院教育研修への派遣状況

①派遣数

後に述べる国立公衆衛生院同窓協議会看護部会の基礎名簿から、長期課程が保健指導学科として統合された1956（昭和31）年から1993（平成5）年度までの修業生につき、都道府県別の派遣数を右表にまとめた。実人員に付した*印は2コースの重複受講者があることを示す。沖縄県に関しては、復帰前のWHOによる派遣も含む。

受講生の派遣は政令市をはじめとする市からもあり、特に近年、市からの派遣が増加しつつある。

表に示した数値につき、参考までに厚生の指標「国民衛生の動向」より得た1990（平成2）年末の都道府県別保健婦数（表右欄）を用いて、保健婦100名当りの派遣実人員を算出してみた。昭和30年代の修業生の多くは現役を退いているはずであるから、この数値は現状とは異なるであろうが、比較のための一つの目安としてみると、最も低い県で1.7、最も高い県で13.9、全国では5.8であった。数値の高い県が四国以南に多い、大都市を含む都府県は全国値以下が多いなど、いくつかの傾向らしきものも読み取れるが、隣県でも大きな差がみられる場合が多く、派遣数は都道府県における派遣を決定する担当者の価値判断にかかる部分が多いと思われる。

雑な推計ではあるが、数値が10を越えている自治体は、確かに連続派遣を心がけ、公衆衛生院を活用しており、本院の修業生が多くなるに連れ、保健所や看護教育機関の職員間の意志の疎通が図られて、県としての研修その他により効果をもたらしていることは事実である。例えばある県では、本院の専攻課程看護コースへの派遣を継続実施し、保健所の婦長および保健婦

表 都道府県別派遣状況（1956-1993年度）

派遣元	実人員	長期課程	短期課程	保健婦数 ('90年末現在)
北海道	59*	21	39	1 579
青森県	13	2	11	404
岩手県	26	4	22	506
宮城県	43*	19	25	651
秋田県	18	3	15	442
山形県	24*	9	16	403
福島県	38*	19	20	551
茨城県	30*	13	18	569
栃木県	24*	7	18	410
群馬県	9	8	1	517
埼玉県	22	3	19	724
千葉県	40*	9	32	864
東京都	66	44	22	1 968
神奈川県	69	39	30	956
山梨県	27*	16	12	674
長野県	21	5	16	363
新潟県	40	22	18	284
富山县	41	25	16	207
石川県	21	11	10	328
福井県	13	2	11	750
岐阜県	37*	22	20	410
静岡県	42*	22	24	678
愛知県	43	18	25	1 048
三重県	16	6	10	264
滋賀県	22	12	10	331
京都府	33	18	15	552
大阪府	37	11	26	1 132
兵庫県	39	12	27	852
奈良県	21	11	10	239
和歌山县	17	7	10	237
鳥取県	18	7	11	198
島根県	24	9	15	300
岡山県	31	16	15	524
広島県	43	18	25	635
山口県	39	22	17	425
徳島県	24	6	18	205
香川県	37	13	24	305
愛媛県	29*	18	12	424
高知県	38*	21	23	287
福岡県	25	15	10	745
佐賀県	26	14	12	228
長崎県	22*	13	11	360
熊本県	25	14	11	456
大分県	37*	15	25	335
宮崎県	20*	8	13	270
鹿児島県	29	16	13	447
沖縄県	37*	28	12	266

*印は重複受講者ありを示す

教育機関の教員のほとんど全数を本院の修業者とすることによって、保健婦活動、教育、研究等の意志の統一を図り、県全体の保健婦活動の水準を高めることを

意図している。

②派遣の目的

公衆衛生院に派遣する目的は、各都道府県の事情により異なる。自治体の派遣目的については、短期課程と長期課程に分けて、本院としての調査研究が行われており、長期課程においては昨年度に実施し、細かい集計結果の報告は後日行われる予定である。看護の長期課程における派遣の目的は重複して回答が寄せられたが、その中で最も多くの自治体があげていたのが「看護教員養成」(65.5%)であり、次いで「リーダー養成」(58.6%)、「専門職としての資質の向上」(41.4%)であった。

公衆衛生看護においては、実務の現場と教育の場との人事交流が必要であり、教育と現場活動とができる保健婦が要請されている。公衆衛生院の看護の長期課程では、前述したように1950(昭和25)年に始まった看護教員養成の実績があり、現在特に教員養成を教育目的に掲げていないにも関わらず、派遣元の派遣目的として重視されていることが明らかになった。

なお、派遣元の見解として、派遣の目的はいずれもほぼ達成できたと答えていた。

2) 修業生と公衆衛生院との連携

①研究活動

公衆衛生院における教育の大きな特徴の一つは、研究活動の重視である。

研究機関としての公衆衛生院においては、教育に当たる職員は研究者であり、教科目を通して研究の方法や自他の研究の成果が広く紹介されるが、特に長期課程では特別研究・特別演習を行い、研究の展開や論文の作成方法を学習する他、合同臨地訓練においても研究的展開を体験する。

これらの研究的活動は、修業後に学会報告や学会誌等への報告に向けて、さらに本院職員の支援を得ることになる場合が多い。

前述の派遣元に対する調査と並行して行った修業生に対する調査では、修業後5年以内を対象としたためか、職員との連携は研修中の成果に関する発表の段階にとどまっており、共同で研究を実施している例は見られなかつたが、公衆衛生院の職員が行う研究に、実践の場から共同研究者として連携する例は多く、職員にとっても、極めて有力な研究メンバーとなり得てい

る。

公衆衛生院の修業生により、現場での研究的活動について助言・指導を求められる件数は、正確に把握していないが極めて多い。また、このような援助要請から、共同研究に発展する例も多い。

②研修活動

都道府県は保健婦に対する研修を実施しており、その企画・実施に関して本院の職員が助言要請や講師依頼を受けることは多い。特に同一の自治体から毎年協力要請がある場合は、継続して、目的を持った研修を展開することも可能であり、公衆衛生院への派遣が不可能な町村等の保健婦に、衛生院における教育内容を伝えるよい機会となる。また、そのような意図で、研修の内容を指定してくる修業生が多いことは、公衆衛生院における研修の一つの評価として受け止められる。

③母校としての公衆衛生院の存在

保健婦教育にも4年制大学の割合が徐々に増え、卒業生が現場において感じた問題や研究課題を持ち込む母校が増えつつあることは喜ばしいが、その数はまだ少なく、多くは身边に研究指導者を得られない状況にある。

研究や研修に直ちに連携を持つ必要を感じなくても、修業生および派遣元のほとんどは、国立であり学際的研究機関である公衆衛生院に、修業後の活用価値を感じていることは確かであろう。また、職員も意識的に修業後のつながりを持ち続けることを勧めてきた。

職場が変わったり、結婚・転居など個人的な動静や季節の挨拶で、職員と連絡を保つ修業生が多い。

国立公衆衛生院同窓協議会のうち、公衆衛生院の教育課程を修了した看護職による看護部会は、公衆衛生看護学部に事務局を置き、現在登録会員2,000余名、うち、住所が確認でき毎年の「看護部会だより」を送付している会員は1,400余名にのぼる。定年退職後にさらにボランティア活動などで社会への貢献を続けている同窓生も多く、退職後も同窓会を脱会せず、連絡を保ち続け、会費の納入時に近況を書き添えてくる同窓生の存在は、公衆衛生院の長い伝統と行わってきた教育・研修の成果の一つであるといえよう。職員にとっても、若い同窓会役員にとっても大きな励みである。

同窓会名簿更新のためにパソコン用の名簿管理ソフトを用いて行っていた入力が、ようやくこのほど終了し、実用に供せるようになったが、同窓会名簿からの集計や先頃行った調査依頼の発送など、公衆衛生院の教育評価に関して、同窓会組織の果たす役割は大きい。

3) 修業生による保健婦活動への波及効果

1か月もしくは1年間の公衆衛生院への派遣は少人数の自治体では難しく、市町村保健婦への受講の働きかけは、1980（昭和55）年から10人以上の保健婦を設置する市町へも入学案内を送るなど行ってきたが、実際にはほとんど派遣をみない現状である。

このような状況下では、前述したように県で行う研修に講師依頼を受けた際などに市町村保健婦と接する他は、本院の修業生を介して研究助言や指導の要請を受けることが多い。

例えば、数年前に経験したことであるが、専攻課程看護コースの修業生から紹介を受けたある町のベテラン保健婦が、助言を求めて公衆衛生院に職員を訪ねた。遠隔地であるため、後は手紙や電話による指導を行い、ある程度まで事態を明らかにし得た段階で、現地で研究的に活動を進めるに当たって、本院修業生の保健所医師の助力と、やはり修業生である保健所婦長のもとに保健所管内保健婦グループの支援が得られ、問題の解決策を町当局に提示するに至った例があった。この時の町の保健婦はその後も研究的活動を続けており、公衆衛生学会等でよく出会うようになった。このような例は、個々の職員にあたれば枚挙に暇がないと思うが、修業生を介して波及し得た教育の効果と考えることができよう。

II. 公衆衛生院の研究と保健婦活動

1) 教育評価研究

公衆衛生院における業務は研究と教育であり、教育評価のための研究は当然であるが、特に公衆衛生看護活動の現場におけるニーズを把握し、教育の成果を問うための調査研究は繰り返し行われてきた⁵⁾⁶⁾⁷⁾。

2) 保健婦活動に関する研究

公衆衛生看護学部における研究は、そのほとんどが保健婦業務に関するものである。

母子、思春期、成人、老人等ライフサイクルに即した対象や、精神障害、心身障害、成人病など健康障害

別に対策を必要とするもの、また組織活動や健康診断、健康相談、家庭訪問、在宅ケアなど活動の形態別の方法論、業務統計や記録管理、情報処理など業務管理に関するものなど、1974（昭和47）年から1987年までのものは文献2)を参照されたい。その前後に関しては集計は行っておらず、いずれまとめる必要を感じている。

公衆衛生看護学部の共同研究の結果として試作した「保健婦のための訪問指導マニュアル」（1993年）は、近く刊行の予定である。また、現在取り組んでいる長寿科学総合研究では、高齢者の保健指導、在宅ケア、健康診査の事後指導など、保健婦活動の効果的な展開方法を検討している。

3) 保健婦研修事業研究

市町村保健婦に対する研修は、都道府県の責任において実施しているが、この役割は今後さらに明確に位置づけられることになろう。

保健婦に対する研修は、人手と人材が不足する中で思うに任せぬ部分が多く、民間への委託など、各都道府県で多くの問題を抱えている。このような時期に、都道府県における保健婦研修の方法を具体的に提示することの必要性は高く、公衆衛生看護学部においても、1993年度より取り組んでいる。既に終了した調査段階では各都道府県の協力を得たが、具体的に研修手順や内容を企画し試みる段階では、さらに地方行政で研修を担当している本院の修業生有志に全面的な協力を得ることになろう。

以上、公衆衛生院と保健婦活動とのつながりを、教育と研究から述べたが、公衆衛生看護活動の現場との関わりも、すべて教育を出発点としているために、教育に関するものが大部分を占めることになった。

時代の要請に応えながらも、一貫した方向性をもって実施してきた本院の教育の歴史を辿ると、先輩のきめ細かな努力の跡がうかがわれる。本稿を記しながら、その軌跡の上に、今日の公衆衛生院の教育における修業生から寄せられた信頼と評価があることを実感せずにはいられなかった。また、公衆衛生看護の現場での山積した課題を思うと、公衆衛生院における教育および研究が果たす役割の重さを、改めて感じている次第である。

資料により、コースの名称等に相違があるものも

あったが、確認のための時間の不足で、誤ったまま記述してしまった部分もあるかと思う。お気付きの点をご教示いただければ幸いである。

文 献

- 1) 国立公衆衛生院衛生看護学部：国立公衆衛生院衛生看護学部の変遷—養成訓練事業および研究概要一。1962.
- 2) 国立公衆衛生院衛生看護学部：国立公衆衛生院衛生看護学部の業績—研究の概要および養成訓練事業一。1974.
- 3) 国立公衆衛生院衛生看護学部：衛生看護学部40年のあゆみ。1988.
- 4) 宮里和子：国立公衆衛生院での教育 新制度の確立と定着—昭和55年度以降を中心として—。保健婦雑誌, 45(2), 28-37, 1989.
- 5) 宮里和子, 安住矩子, 島内 節, 八代悠紀子：国立公衆衛生院で行われている公衆衛生看護管理者教育の現状と課題。保健婦雑誌, 45(3), 40-45, 1989.
- 6) 金子仁子, 安住矩子他：保健婦の現任教育のあり方にに関する研究。日本公衆衛生看護教育研究会誌, 1(1), 38-43, 1991.
- 7) 金子仁子他：継続教育1年課程の教育評価。日本公衆衛生看護教育研究会誌, 2(1), 32-35, 1992.